

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

令和6年度 第5回 理事会議事録

- 1 開催年月日 令和7年2月18日(火)
午後2時00分～午後3時10分
- 2 開催場所 地域福祉センターかしのき苑 2階ふれあい大ホール
- 3 出席者 理事総数 12名
出席理事数 8名
理事 林徹 檀上幸裕 松岡順子 岡田敦子
山本正來 古海りえ子 西田邦子
山澤知子
監事総数 2名
出席監事 2名
監事 池田昌遠 川井治孝
- 4 欠席者 早樫一男 岩前良幸 島田茂 長谷川悟
- 5 決議に特別の利害関係を有する理事 該当者なし
- 6 議題
 - (1) 決議事項
 - 第13号議案 令和6年度補正予算(第2号)について
 - 第14号議案 令和7年資金運用計画について
 - 第15号議案 育児・介護休業等に関する規則の一部改正について
 - (2) 諸報告
- 7 議事の経過要領及び議案議決の結果
定刻に至り、定款第30条の規定により議長に松岡理事が選任され、議長は定款第31条第1項に定める定足数を満たしていることを確認し、議事に入った。

第13号議案 令和6年度補正予算(第2号)について
定款第43条に基づき、令和6年度補正予算について、事務局長から説明をおこなった。詳細については「令和6年度(第2号)補正予算案の概要」に沿って、法人運営室長から、法人運営室提出分について、説明をおこなった。
寄付金の受け入れとして、令和6年8月26日、通所介護利用者から100万円の寄付金を賜ったため、一般寄付金収入として追加計上する。
人件費の補正について、(1)本会が支給する賞与(期末・勤勉手当)につ

いては、介護保険事業等の業績に応じて算定しており、令和6年度は各種事業の業績悪化に伴い、当初見込んでいた支給額を下回ったため、職員賞与を減額する。(2)正職員1名が令和6年12月末日をもって依願退職したため、不用となった職員給料を減額する。

続いて、地域福祉課長から、地域福祉課提出分について、説明をおこなった。

共同募金（赤い羽根共同募金）の配分金を活用して、弁護士による無料法律相談などをおこなっているが、令和6年度は、生活困窮者に対する利用料助成が例年より減少したため、利用実績に応じて減額し、消耗器具備品費へ振り替える。

ボランティア活動基盤整備事業において、ボランティアグループ助成への申請が予算を下回る結果となったため、不用額を消耗器具備品費へ振り替える。

特例貸付フォローアップ相談・支援事業において、ソーシャルワーカーの退職に伴い、後任を募集したいため、求人に係る費用を追加計上する。

続いて、地域福祉課担当課長から、包括的支援事業（地域包括支援センター）提出分について、説明をおこなった。

精華町からの受託事業として、令和6年度包括的支援事業（南部圏域）を実施している。令和6年10月1日から精華町内の地域包括支援センターが3カ所になる予定で年間の受託金を予算計上していたが、新たな南部地域包括支援センターが、12月1日からの設置となったため、追加の受託金収入を計上する。

続いて、通所介護課長から、通所介護課提出分について、説明をおこなった。

本会が実施する通常規模型通所介護事業並びに認知症対応型通所介護事業の利用者減少に伴い、年度当初の予測収入を見込めないため、介護報酬等を下方修正する。また、介護予防通所介護事業については、利用者の増加により年度当初の予測収入を上回るため、上方修正する。

令和6年8月26日に100万円の寄付を賜ったため、本会通所介護事業の充実を目的として、介護用ベッド・昼食用の食器並びに個別機能訓練で使用する運動機器を購入するための経費として計上する。

続いて、在宅介護課長から、在宅介護課提出分について、説明をおこなった。

本会が実施する訪問介護事業、介護予防訪問介護事業において、利用者の減少に伴い、年度当初の予測収入を見込めないため、介護報酬等を下方修正する。

以上の説明を受け、第13号議案 令和6年度補正予算（第2号）について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。

岡田理事 自身では把握していないが、現在、精華町の要介護認定者数は、去年と比べ今年はどうなっているのか。高齢者が増えている中で、要介護者数も増えていると考えられる。通所介護事業において、利用者数が減少しているのはなぜか、他に新しくデイサービスができるなど、何か原因があるのか聞きたい。同じく、訪問介護事業についても、利用者が減少しているのはなぜか。人員不足などが原因となっているのか、教えてほしい。

事務局長 精華町の要介護認定者数については、正確な数は把握していないため回答できず恐縮であるが、理事の言われる通り高齢者人口が増加している中、要介護認定者数も年々増加していると推測される。

一方、通所介護事業並びに訪問介護事業において、利用実績が下がっていることについて、その原因を考えると、在宅で介護していくということが一般的であったのが、近年、特にコロナ禍以降に施設入所を希望される傾向が強くなってきているのではないかと感じている。隣近所や自治会の繋がりなど地域力は、昔の方があったこと、また、核家族化、親と単身の子の世帯、独居など非常に増えていることなど、地域、世帯内で介護していくことが非常に難しい環境になっていると考えられる。在宅系サービスよりも入所・入居など施設系サービスへ流れていっている印象がある。

心配されているように、近隣に新しい事業所ができ、そちらに利用者が移っているということではなく、実際、在宅系のサービスは増えていない。どちらかと言えば、グループホームやサービス付きの高齢者住宅など、入所・入居など施設系サービスが増え、通所介護のような日帰りのサービスや、個人宅にホームヘルパーが訪問するという機会が減っている。

この傾向は、精華町だけでなく全国的なもので、国内の通所介護事業所の5割以上は赤字運営に転じていると聞く。訪問介護の事業所は、国内の6割以上、3分の2くらいが赤字運営に陥っている状況で、これら背景に甘んじているわけではないが、本会の在宅系サービスにおいても厳しい状況に立っている。

最後に、介護職員不足というのも全国レベルで現在課題になっているが、本会においては、介護職員は充足しており、その不足によってサービス提供を断っているということはない。サービス提供体制は整っているが、入所・入院・死亡などにより利用者数が減っているということが、この実績数に表れているということで、ご理解いただきたい。

以上の質疑応答の後、第13号議案について、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第14号議案 令和7年資金運用計画について

事務局長から、令和7年の資金運用計画について、議案資料「令和7年資金運用計画（案）」により運用状況並びに運用計画について説明があった。

以上の説明を受け第14号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第15号議案 育児・介護休業等に関する規則の一部改正について

法人運営室長から、「育児・介護休業等に関する規則」の一部改正について、新旧対照表に沿って説明をおこなった。

国において、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備を目指して、令和6年5月に育児・介護休業法が改正された。令和7年4月1日から段階的に施行されることに伴い、本会の育児・介護休業等に関する規則の一部改正を提案する。

以上の説明を受け、第15号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

諸報告

以下の事項について、事務局から報告をおこなった。

法人運営室長から、法人運営室として下記の3点について報告した。

- (1) 令和6年度 福祉事業実績報告
- (2) 第3四半期の収支状況の報告
- (3) 令和6年12月31日付、退職者1名について

地域福祉課長から、地域福祉課として下記の11点について報告した。

- (1) 相談業務の実績
- (2) ふくしの総合相談支援事業（絆ネット構築支援事業）
- (3) 令和6年度社協会員募集結果
- (4) 精華町災害ボランティアセンター
- (5) 災害ボランティア研修会（山城南地区社協間連携事業）
- (6) 第12回きょうと地域福祉活動実践交流会
- (7) 令和6年度精華町社協関係助成金実績報告
- (8) 中部地域包括支援センター実績
- (9) 精華町地域包括支援センターの拡充
- (10) あんしん見守りシンポジウム
- (11) 苦情対応結果報告

在宅介護課長から、在宅介護課として下記の4点について報告した。

- (1) 居宅介護支援系の事業実績
- (2) 訪問介護系の事業実績
- (3) 令和6年度介護保険事業計画進捗報告(第3四半期)
- (4) 令和7年2月10日に、訪問介護事業利用者から木津警察署に被害届が提出された。内容は、令和6年12月25日、ホームヘルパーに指輪と小銭を盗られたとのことであった。訪問したホームヘルパーに確認したところ、そのような事実はないこと、また、訪問した日は12月25日ではなく12月27日であったとのことだった。今後、進捗状況などあったら報告する。

通所介護課長から、通所介護課として下記の3点について報告した。

- (1) 通所介護課の事業実績
- (2) 令和6年度介護保険等事業計画進捗状況(第3四半期)
- (3) 介護サービス第三者評価について

諸報告の後、議長から全般的なところで意見等を聞いたところ、質問はなかった。

以上をもって案件の全てを終了したので議長が閉会を宣し、午後3時10分散会した。

上記の決議を証するため議事録署名人において次に記名押印する。

令和7年2月19日作成
社会福祉法人精華町社会福祉協議会
令和6年度第5回理事会

会 長 _____ 印

監 事 _____ 印

監 事 _____ 印